

嘉穂生涯学習センター改修建築工事仕様書

1. 適用の範囲

工事の実施に当っては、「標準仕様書」・「特記仕様書」及び指定された図書の記載事項かつ以下の事項について施工条件とする。なお、この仕様書は、嘉麻市が施工する嘉穂生涯学習センター改修建築工事に適用し、工事請負契約書に添付するもので、両仕様書間に相違がある場合は本仕様書を優先する。

2. 工 事 名 嘉穂生涯学習センター改修建築工事

3. 位 置 嘉麻市大隈町1228番地1

4. 工 期 契約締結日から180日間

5. 工 事 内 容 建築工事 一式

- (1) 別発注工事（嘉穂生涯学習センター改修電気設備工事、嘉穂生涯学習センター改修給排水衛生設備工事、嘉穂生涯学習センター改修空調機械設備工事（1～3工区））を施工予定であるため工事の施工においては、別発注工事との図面の共有、工程等の調整を十分に行い相互協力して施工するものとする。
- (2) 建築工事受注者が主体となって工事を行い、別発注工事の工程を反映したマスター工程表を作成し、全体の工程管理を行うこと。

6. 法令の遵守

工事の施工にあたり受注者は、建築基準法及び関係法令、条例、規則等を遵守して行なう。
なお、これらの諸法規の運用及び適用は受注者の負担と責任において行なう。

7. 諸 報 告

(1) 施工計画書

工事着手までに、施工計画書を提出すること。

(2) 安全訓練計画書等

安全訓練計画書、材料承認願い、その他の様式及び提出すべき報告事項は、監督職員の指示によるものとする。

(3) 施工、出来型、品質、管理

施工、出来型、品質等の各管理は、県の様式、規定に基づくものとし、竣工日までに行なう。

成し、発注者に提出しなければならない。

(4) 工事写真

- (a) 工事写真は「工事写真撮影ガイドブック（建築工事編）」（最新版）を参考に撮影すること。
- (b) 受注者は工事竣工日までに、着工前及び工事中の記録写真並びに完成写真を作成し発注者に提出しなければならない。
- (c) 当該工事が完了後において検査することが困難、または、不可能と思われる工事の部分、もしくはその工事自体が特殊なものに対しては、それらの工事の施工期間を通じて、施工方法及び出来上がりの状態が明確に認識出来るもの(カラー写真)でなければならない。
- (d) 撮影にあたっては、リボンテープ、箱尺等により、被写体の寸法、大きさが識別出来るようしなければならない。
- (e) 写真の大きさは、E サイズ以上とし、施工順序に従って貼り付け、工事名、場所及びその他関連事項を記載しなければならない。

8. 官公署への手続き

工事施工のために必要な関係官公署、その他に対する手続きは、受注者において迅速に処理しなければならない。

9. 用地

受注者が必要とする工事に必要な諸用地については、受注者の負担において用地を調達しなければならない。使用した用地について、工事終了後土地所有者との約束を遵守し、受注者の責任において対応すること。

10. その他

- (1) 準備及び後片付け等の作業は、共通仮設費に含まれる。
- (2) 本工事の施工に当って受注者は、第三者損害に対する配慮はもとより、騒音・振動等、埋設物（給水・電気他）、その他近隣周辺の安全に対して十分配慮し施工すること。なお、事故や損害・苦情等が発生した場合は、速やかに適切な対応を行うこと。
- (3) 道路及び施設を汚すことのないよう十分留意すること。なお、汚れたときには、直ぐに清掃を行なうこと。
- (4) 工事監理業務については、別途業者に委託するので、発注者に提出する工事監理上の書類については、工事監理業務を委託された者（以下「工事監理者」という。）経由で提出し、関係官庁への諸手続きなど必要な手続きについては、発注者及び工事監理者へ確認の上、受注者で行うこと。
- (5) 受注者は次の書類を現場に備え付け、発注者及び工事監理者から提示の要求があった場

合は直ちに提示出来るよう整理しておくこと。

ア 設計図書

イ 工事工程表、実施工程表

ウ 施工計画書

エ 施工図、製作図、加工図等

オ 会議及び打合せ記録

カ コンクリート調合計画書・試験等に関する書類

キ 各使用仕上げ材料・見本品等

ク その他必要な書類

- (6) 設計図書等に記載ない場合においても本工事施工と一体不可分な施工があれば、当該工事で行うものとする。なお、細部については、工事監理者と協議し指示を得ること。

11. 特記事項

- (1) 工事看板（表示板）等の設置を必ず行うこと。
- (2) 工事施工にあたっては、安全対策（安全帯・ヘルメット着用等）を図り、熱中症対策には十分注意すること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、その都度、工事監理者を經由して監督職員へ報告し、協議のうえ決定する。

12. 問合せ先

嘉麻市教育委員会 生涯学習課 中央公民館係

TEL 0948-62-5722 FAX 0948-62-5693